

白山市通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年2月

白山市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

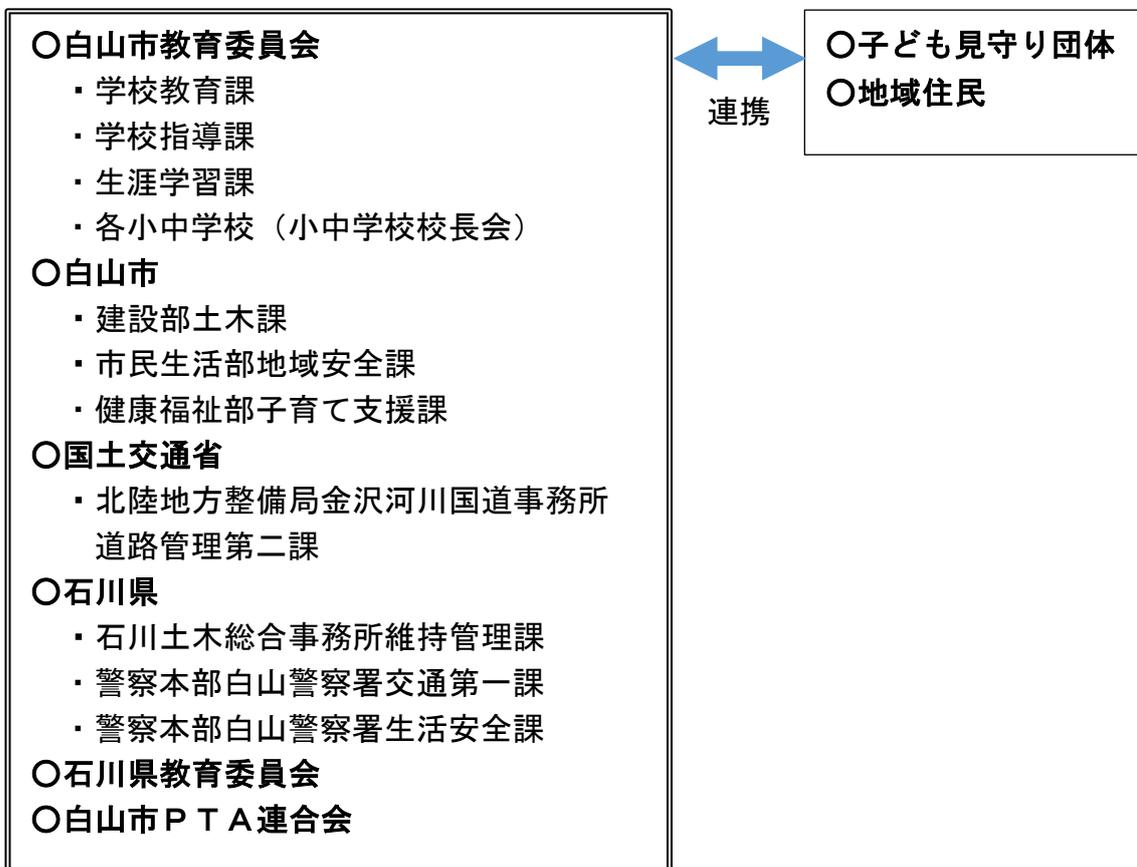
平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市では各小中学校の通学路において学校関係者、道路管理者、警察と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議し、対策を実施しているところであります。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを継続させていくため、交通安全、防犯、防災の各分野において、関係機関の連携体制を構築し、「白山市通学路安全プログラム」を策定します。

今後は、本プログラムに基づき、交差点等への防護柵等設置、防犯カメラ等の設置、ブロック塀等撤去推進、スクールバス運行などの対策を効果的に実施するため、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

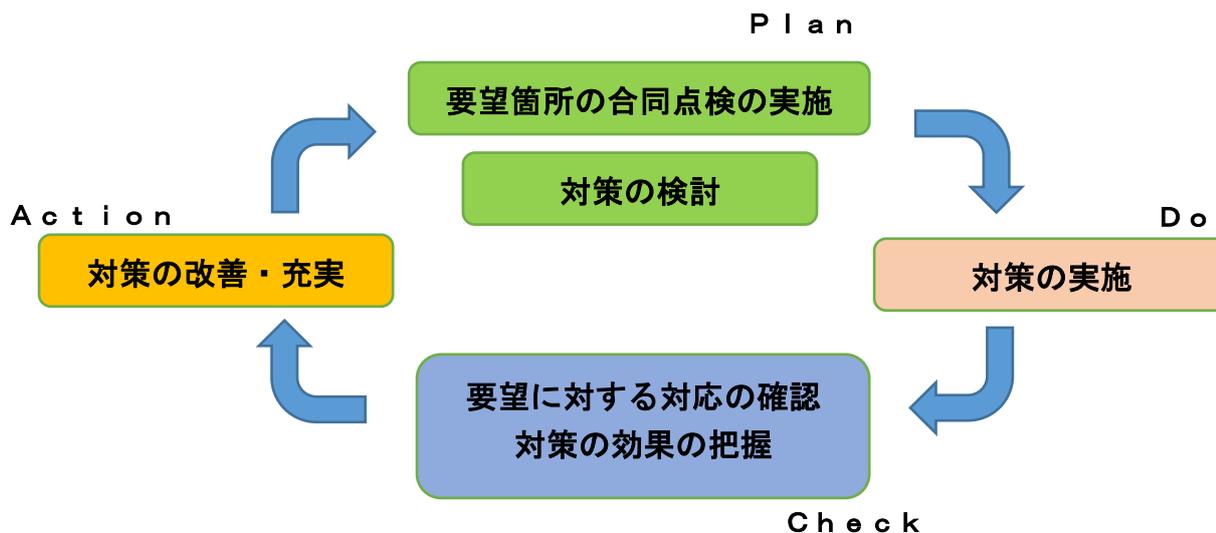
関係機関の連携を図るため、以下の機関のメンバーで構成する「通学路安全推進会議」を設置します。



3 プログラムの基本方針

- 継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続して実施し、必要な施策や改善を進め、充実に努める。
- その際、これらの取組をPDCAサイクルに基づき実施し、通学路の安全性の向上が確かなものとなるように努める。

通学路安全確保のためのPDCAサイクル



4 取組内容

(1) 定期的な合同点検

① 年間計画

(第4四半期)	○ 市教委⇒学校、市P連⇒単Pに、通学路安全点検の実施を指示
第1四半期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各小中学校PTAにおいて、通学路の再点検を行い、通学路危険箇所に対する要望書を作成し、市P連に提出。各小中学校等において独自に通学路の再点検を行い、通学路危険箇所に対する要望書を作成した場合は、直接、市教育委員会に提出。 なお、要望書は、事前に、子ども見守り団体、地域の人等と相談し、提出することを基本とする。 ○ PTA連合会において各小中学校の要望書を取りまとめた後、市教育委員会へ提出。 ○ 通学路安全推進会議を開き、昨年度までの取組状況を確認した上で、今年度の要望に対する取組や課題を協議。

第2四半期	○ 要望のあった危険箇所の合同点検を実施。
第3四半期	○ 道路管理者、警察等からの合同点検結果を踏まえ、対策の実施内容、対策困難箇所を明らかにし、PTA連合会を通じて各小中学校PTA等に回答。
第4四半期	○ 学校において、要望に対する対策の実施状況を確認し、対策の効果の把握を行い、改善点等があれば次期の再要望につなげる。

② 合同点検の実施時期

市内の小中学校ごとに、年1回合同点検を実施します。

③ 合同点検の体制

要望書の提出のあった校区の学校とその関係者（単P・子ども見守り団体）と道路管理者（国・県・市）・警察署・教育委員会等が参加する合同点検を実施します。

※ 教育委員会担当者が、事前に要望書を関係機関に渡すとともに、実施スケジュールを決定し、合同点検を実施します。

(2) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策箇所について、箇所ごとに注意喚起看板設置や路面標示新設のようなハード対策、交通規制や交通安全教育などのソフト対策をはじめとする具体的な実施メニューを検討します。

(3) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

なお、早期の対策実施可能箇所においては、夏休み期間中の実施を目指します。

(4) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認します。

(5) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

5 対策一覧表の作成

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、各関係機関で認識を共有するために「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

(附 則)

平成30年8月17日 一部改正

令和元年7月31日 一部改正

令和7年2月25日 一部改正